

庁保険発第 0220001 号  
平成 21 年 2 月 20 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長  
( 公 印 省 略 )

### 換価関係事務処理要領の制定について

標題のことについては、差押財産の換価・取立等に関する換価事務の実施手続を整備して、別冊「換価関係事務処理要領」を制定したので、下記に留意の上、今後はこれにより適切に取り扱われたい。

#### (趣旨)

差押財産の換価に関する取扱いについて、国税滞納処分の例による処分及び国税徴収の例による徴収の処理を徹底するため、統一化及び明確化を図るものである。

#### 記

- 1 金銭による取立ての方法により換価（国税徴収法第 57 条、第 67 条及び第 73 条第 5 項）する場合における換価については、本要領に定める手続きに準じて処理すること。
- 2 換価関係様式は、平成 20 年 6 月 30 日付庁保険発第 0630002 号「滞納整理関係書類の様式の制定について」（通知）で定める様式のほか、本通知で定めた様式を使用すること。
- 3 本通知による取扱いについては、平成 21 年 4 月 1 日以降に公売公告する案件から適用することとし、それまでの間は従前の取扱いによること。

別冊

# 換価関係事務処理要領

平成21年2月

社会保険庁

## 引用法令等一覧表

索引	法令名	省略された用語	
い	意匠法	昭和 34 年法律第 125 号	
	運河法	大正 2 年法律第 16 号	
か	会社更生法	平成 14 年法律第 154 号	
	会社法	平成 17 年法律第 86 号	
	会社法施行規則	平成 18 年法務省令第 12 号	
	海上運送法	昭和 24 年法律第 187 号	
	海上運送法施行規則	昭和 24 年運輸省令第 49 号	
	火薬類取締法	昭和 25 年法律第 149 号	
	仮登記担保契約に関する法律	昭和 53 年法律第 78 号	
	観光施設財団抵当法	昭和 43 年法律第 91 号	
	き	企業担保法	昭和 33 年法律第 106 号
		軌道ノ抵当ニ関スル法律	明治 42 年法律第 28 号
供託規則		昭和 34 年法務省令第 2 号	
供託法		明治 32 年法律第 15 号	
漁業財団抵当法		大正 14 年法律第 9 号	
漁業法		昭和 24 年法律第 267 号	
け		刑法	明治 40 年法律第 45 号
		建設機械抵当法	昭和 29 年法律第 97 号
		建設機械抵当法施行令	昭和 29 年政令第 294 号
		建設機械登記令	昭和 29 年政令第 305 号
	こ	鉱業抵当法	明治 38 年法律第 55 号
鉱業法		昭和 25 年法律第 289 号	
航空機登録令		昭和 28 年政令第 296 号	
航空法		昭和 27 年法律第 231 号	
工場抵当法		明治 38 年法律第 54 号	
港湾運送事業法		昭和 26 年法律第 161 号	
小型船舶登録令		平成 13 年政令第 381 号	
小型船舶の登録等に関する法律		平成 13 年法律第 102 号	
国税徴収法		昭和 34 年法律第 147 号	
国税徴収法施行令		昭和 34 年政令第 329 号	
国税通則法		昭和 37 年法律第 66 号	
国税通則法施行令		昭和 37 年政令第 135 号	
し		実用新案法	昭和 34 年法律第 123 号
		自動車抵当法	昭和 26 年法律第 187 号
		自動車登録令	昭和 26 年政令第 256 号
	自動車の保管場所の確保等に関する法律	昭和 37 年法律第 145 号	
	商標法	昭和 34 年法律第 127 号	
	商法	明治 32 年法律第 48 号	
	せ	生活保護法	昭和 25 年法律第 144 号
船舶登記令		平成 17 年法務省令第 27 号	
船舶法		明治 32 年法律第 46 号	
船舶法施行細則		明治 32 年逓信省令第 24 号	
そ	測量法	昭和 24 年法律第 188 号	

索引	法令名	省略された用語
そ	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	平成 11 年法律第 136 号
た	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則	昭和 32 年最高裁判所規則第 12 号
	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令	昭和 32 年政令第 248 号
	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律	昭和 32 年法律第 94 号
	建物の区分所有等に関する法律	昭和 37 年法律第 69 号
ち	地方自治法	昭和 22 年法律第 67 号
	地方税法	昭和 25 年法律第 226 号
て	鉄道抵当法	明治 38 年法律第 53 号
	電気通信事業法	昭和 59 年法律第 86 号
	電話加入権質に関する臨時特例法	昭和 33 年法律第 138 号
と	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	平成 10 年法律第 104 号
	道路運送車両法	昭和 26 年法律第 185 号
	道路運送車両法施行規則	昭和 26 年運輸省令第 74 号
	登録免許税法	昭和 42 年法律第 35 号
	登録免許税法施行令	昭和 42 年政令第 146 号
	道路交通事業抵当法	昭和 27 年法律第 204 号
	土地家屋調査士法	昭和 25 年法律第 228 号
	土地収用法	昭和 26 年法律第 219 号
	特許法	昭和 34 年法律第 121 号
の	農地法	昭和 27 年法律第 229 号
は	破産法	平成 16 年法律第 75 号
ふ	不動産登記規則	平成 17 年法務省令第 18 号
	不動産登記法	平成 16 年法律第 123 号
	不動産登記令	平成 16 年政令第 379 号
み	民事再生法	平成 11 年法律第 225 号
	民事執行規則	昭和 54 年最高裁判所規則第 5 号
	民事執行法	昭和 54 年法律第 4 号
	民事保全法	平成元年法律第 91 号
	民法	明治 29 年法律第 89 号
り	立木ニ関スル法律	明治 42 年法律第 22 号

## 省略用語一覧表

省略用語	省略された用語
社会保険事務所等	社会保険事務所、地方社会保険事務局社会保険事務室及び地方社会保険事務局
社会保険事務所長等	社会保険事務所長、地方社会保険事務局社会保険事務室長及び地方社会保険事務局長
徴収職員	社会保険事務所長、地方社会保険事務局社会保険事務室長、地方社会保険事務局長その他保険料等の徴収に関する事務に従事する職員
担当者	換価事務に従事する徴収職員
滞納者	健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法及び児童手当法に規定する保険料、拠出金及びその他これらの法律の規定による延滞金を滞納する者
徴収	健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法及び児童手当法に規定する国税徴収の例による徴収
滞納処分	健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法及び児童手当法に規定する国税滞納処分の例による処分
保険料等	健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法及び児童手当法に規定する保険料、拠出金及びその他これらの法律の規定による延滞金
滞納保険料等	滞納者から徴収する保険料等
徴基通	昭和 41 年 8 月 22 日付徴徴 4-13 外 5 課共同「国税徴収法基本通達の全文改正について」（国税庁長官通達）
滞調法逐条通達	昭和 56 年 2 月 7 日付徴徴 4-2 外 1 課共同「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の逐条通達（国税庁関係）の全文改正について」（国税庁長官通達）

# 目 次

第1章 換価に当たっての基本的な考え方	1
1 対象事案の適切な選定	1
2 手続の適正性の確保	1
3 高価有利な売却	1
第2章 換価の事前準備	1
第1節 事務の進行管理	2
4 事務の進行管理	2
第2節 公売予告通知書の送付	2
5 公売予告通知書の送付の目的	2
6 公売予告通知書を送付すべき者の範囲	2
7 公売予告通知書の送付の時期等	2
8 出所者への対応	3
第3節 換価の実施適否の検討	3
9 換価処分の適否検討表の作成	3
10 法律的事項の確認方法	4
第4節 差押手続等の確認	4
11 差押手続についての確認	4
12 差押財産についての確認	6
13 法令の規定による換価の制限の有無	7
14 特に換価をしないことを適当とする場合	9
15 差押えに係る滞納保険料等についての確認	9
16 超過差押えの有無についての確認	9
17 追加差押えの必要性についての確認	10
第5節 差押財産の現地調査等	10
18 現地調査の実施	10
19 差し押さえた不動産の現地調査	11
第6節 差押財産の搬出等	12
20 差し押さえた動産等の換価前の搬出	12
21 差し押さえた自動車等の換価前の占有	12
22 修理等の処分	12
第3章 公売実施の一般的手続	12
第1節 公売実施内容の決定	13
23 公売の実施計画	13

24	公売の実施方法の選定	13
25	公売の場所の選定	15
26	公売実施日程の計画	16
27	公売財産についての下見	18
28	その他の事項の検討	18
29	公売の実施決議	19
30	換価事務進行状況表の作成	19
31	換価事績整理簿の作成	19
32	公売実施の事前協議	19
第2節	公売公告	20
33	公告の決議	20
34	公告すべき事項	20
35	公告の時期等	24
36	公告の方法及び場所	25
37	買受勧奨	26
38	公売公告の内容に変更等があった場合の処理	26
第3節	見積価額の公告及び通知	27
39	見積価額の決定	27
40	見積価額公告の期限等	27
41	見積価額公告の方法、場所等	28
42	見積価額の通知	28
43	見積価額を公告しない場合	28
44	賃借権等の内容の公告	28
第4節	公売の通知	29
45	公売の通知	29
46	債権現在額申立書の提出の催告	31
第5節	公売保証金	31
47	公売保証金の提供	31
48	公売保証金の金額	32
49	公売保証金の提供時期	32
50	公売保証金の提供と入札等	32
51	公売保証金として納付させる現金等の範囲	32
52	公売保証金の返還	32
第6節	買受代金の領収	33
53	買受代金の納付の期限	33
54	納付の期限の延長	34
55	買受代金の納付	34

56	売却決定通知書の交付	34
57	買受代金を納付の期限までに納付しなかった場合の処理	35
58	買受代金納付の効果	35
第7節	期日入札の方法による公売手続	36
59	期日入札の方法による公売	36
60	入札書の提出	36
61	開札の日時	37
62	最高価申込者の決定	38
63	複数落札入札制及び最高価申込者の決定	39
64	次順位買受申込者の決定	40
65	入札の終了の告知等	41
66	入札の終了の通知及び公告	42
67	最高価申込者等の決定の取消し	42
68	売却決定	42
第8節	期間入札の方法による公売手続	43
69	期間入札の方法による公売	43
70	入札期間	43
71	入札書の提出方法	44
72	入札書の受領	44
73	入札書の保管	44
74	追加入札の方法	44
75	入札の終了の通知及び告知	45
76	開札の日時	45
第9節	競り売りの方法による公売手続	45
77	競り売りの方法による場合	45
78	競り売りの方法による公売	45
79	最高価申込者の決定	46
80	最高価申込者の決定の取消し	47
81	売却決定	47
82	競落整理票の作成等	47
第10節	再度入札又は再度競り売りの手続	47
83	再度入札	47
84	再度競り売り	48
第11節	再公売の手続	48
85	再公売に付する場合	48
86	再公売の手続	49
第4章	随意契約による売却及び国による買入れ	50



第1節 随意契約による売却	50
87 随意契約による売却ができる場合	50
88 公益上適当でない場合の事前協議	51
89 随意契約による売却手続	52
90 上場有価証券等の委託売却の手続	54
第2節 国による買入れ	56
91 国による買入れ	56
第5章 買受人及び公売参加者の制限	56
92 買受人の制限	56
93 公売への参加制限	57
94 参加制限に伴う処理	58
第6章 換価の効果及び換価財産の権利移転の手続	60
95 換価の効果	60
96 権利移転及び危険負担の移転の時期	63
97 動産の権利移転手続	64
98 有価証券の権利移転手続	65
99 不動産の権利移転手続	66
100 工場財団等の権利移転手続	70
101 鉄道財団等の権利移転手続	71
102 自動車の権利移転手続	71
103 船舶の権利移転手続	73
104 換価の結果日本船舶の要件を満たさなくなった船舶の権利移転手続	74
105 建設機械の権利移転手続	75
106 航空機の権利移転手続	75
107 換価の結果日本の国籍を有しなくなった航空機の権利移転手続	76
108 電話加入権の権利移転手続	77
109 債権等の権利移転手続	77
110 鉱業権等の権利移転手続	78
111 小型船舶の権利移転手続	78
第7章 換価代金等の処理	78
第1節 配当の原則	78
112 配当の原則	78
113 優先質権等についての証明等	79
第2節 特殊な場合の配当	80
114 保険料等につき徴した担保財産を換価した場合	80
115 質権又は抵当権の優先額の限度	81
116 質権又は抵当権の被担保債権額の増額登記がされた場合	81

117	転質又は転抵当がある場合等	82
第3節	配当及び充当の手続	83
118	債権現在額申立書の徴取	83
119	質権等の存否等の確認	84
120	債権現在額の確認の方法	85
121	配当すべき私債権の範囲	86
122	配当計算書の作成等	88
123	換価代金等の交付期日	89
124	換価代金等の交付	89
125	配当計算書に関する異議の申出があった場合の交付	90
126	破産手続開始の決定があった場合等の換価代金等の交付	92
127	充当の手続	94
128	滞納保険料等間の充当の順序等	95
第4節	供託の手続	95
129	供託	95
130	供託後の配当等の措置	97
131	供託金の取戻し	98
第8章	特殊財産についての換価	98
132	農地等の換価	99
133	株券等保管振替制度の下における預託株券等の換価	100
134	共有持分の換価	101
135	共同抵当の目的となっている財産の換価	102
136	電話加入権の換価	103
137	ゴルフ会員権及びリゾート会員権の換価	104
第9章	売却決定の取消し	105
138	売却決定を取り消すべき場合	105
139	売却決定の取消しに伴う処理	105
140	所有権その他の権利の復帰等	107
141	公売保証金の返還	107
様式編		
別紙第1号様式	換価処分の適否点検表(その1)	108
	換価処分の適否点検表(その2)	109
別紙第2号様式	差押財産の公売等決議書	113
	差押財産の公売等決議書(次葉)	114
別紙第3号様式	公売事績整理簿	116
別紙第4号様式	入札書	119
別紙第5号様式	競落整理票	122

別紙第6号様式	委託売却実施決議書兼換価事績整理簿	124
別紙第7号様式	委託売却による売却通知書	126
別紙第8号様式	公売財産引渡確認書	131
別紙第9号様式	配当金（残余金）領収証書	133
別紙第10号様式	配当金等交付整理簿	135

## 第1章 換価に当たっての基本的な考え方

差押財産の換価は、社会保険事務所長が、差し押さえた滞納者の財産を売却し、その売却代金をもって滞納保険料等を早期かつ確実に徴収することを最終の目的として実施するものであり、法令の規定に基づいて着実に進めていく一連の滞納処分の締めくくりとしての性格を有している。

その一方で、滞納者にとっては、自己の意思にかかわらず強制的に財産を売却されることになり、また、その財産の上に抵当権、賃借権などを有する権利者にとっては、それらの権利が換価によって消滅することとなるなど、差押財産の換価は、これらの者の権利・利益に法律上及び事実上の重大な影響を及ぼす効果を有している。

したがって、このような性格及び効果を有する換価の重要性にかんがみ、以下に掲げる基本的な考え方を踏まえ、その事務を適切に実施しなければならない。

### (対象事案の適切な選定)

1 差押財産の換価は、一連の滞納処分の締めくくりとして実施するものであるが、滞納者などの権利・利益に重大な影響を及ぼすことから、他に適切な滞納整理の方法がある場合にはその方法によるべきである。したがって、換価に当たっては、画一的に実施するのではなく、滞納者の個々の実情を踏まえた上で、対象事案を適切に選定する必要がある。

### (手続の適正性の確保)

2 差押財産の換価は、強制的に行う処分であり、滞納者などの権利・利益に重大な影響を及ぼすことから、これを円滑に実施するためには、一連の手続において適正性を確保しなければならない。したがって、換価に当たっては、法令の規定に基づいて適正な手続により実施する必要がある。

### (高価有利な売却)

3 差押財産の換価は、その売却代金をもって滞納保険料等を徴収するために行うものであり、滞納者の意思にかかわらず売却する以上は、可能な限り高価有利に売却するよう努めなければならない。したがって、換価に当たっては、公売広報の充実及び買受希望者の利便性の向上を図ることにより、可能な限り多くの人が公売に参加できる環境を整備し、公売市場の拡充に努める必要がある。

## 第2章 換価の事前準備

差押財産の換価は、滞納者などの権利・利益に重大な影響を及ぼすことから、換価に当たっては、画一的に実施するのではなく、滞納者の個々の実情を踏まえた上で、対象事案を適切に選定する必要がある。そして、換価以外の適切な滞納整理の方法があるものについては、その方法により処理を図り、それ以外のものについては、換価を適正に実施するための十分

な準備がされているか否かを事前に確認しておく必要がある。

この章は、換価の適正を期するため、事務の進行管理、公売予告通知書の送付、換価の実施適否の検討、差押手続等の確認、差押財産の現地調査等、差押財産の搬出等について定めたものである。

## 第1節 事務の進行管理

### (事務の進行管理)

4 換価については、「換価事務進行状況表」(第097号様式)により、組織的、かつ、効率的にその事務の進行を管理すること。

## 第2節 公売予告通知書の送付

### (公売予告通知書の送付の目的)

5 「公売予告通知書」(第094号様式)は、次に掲げる目的で、原則として、換価を実施しようとする滞納者のすべてに送付する。

(1) 可能な限り自発的な納付を促すこと。

(2) 早急に納付することが困難な滞納者に対しては出所を求め、納付困難の事情を聴取してその状況に応じ、換価に付すべき滞納者と換価以外の方法により滞納整理を図るべき滞納者との判別し、換価に付すべき対象事案を適切に選定すること。

(3) 換価以外に適切な滞納整理の方法がない滞納者に対しては、事前に換価を予告し、その実施に伴って生じるおそれがある紛争を未然に防止すること。

### (公売予告通知書を送付すべき者の範囲)

6 「公売予告通知書」は、5に掲げる目的で、原則として、換価を実施しようとする滞納者のすべてに送付すること。

ただし、「公売予告通知書」を送付してもその効果が期待できないことが明らかな者に対しては、送付しないこととして差し支えない。

なお、再公売(85、国税徴収法(以下「徴収法」という。)第107条)をする者、納付の猶予(国税通則法(以下「通則法」という。)第46条第1項から第3項まで)又は換価の猶予(徴収法第151条)等を取り消した者等に対しても、必要に応じて「公売予告通知書」を送付すること。

### (公売予告通知書の送付の時期等)

7 「公売予告通知書」の送付の時期等については、次による。

(1) 「公売予告通知書」の送付及びその後の処理は、原則として当該事案の処分担当者が行うこと。

(2) 「公売予告通知書」は、これを受けて出所することが見込まれる滞納者との相談や公売公告、公売通知等のその後の手続の日程を考慮して適切な時期に送付すること。ただし、特に、変質、腐敗、滅失等のおそれがある差押財産を有する滞納者については、「公売予